

亀山市告示第69号

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和7年亀山市告示第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(交付申請)</p> <p>第6条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金を受けようとする年度の前年度に交付を受ける旨を市長に申出をした上で、<u>市長が別に定める日</u>までに、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第6条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金を受けようとする年度の前年度に交付を受ける旨を市長に申出をした上で、<u>交付金を受けようとする年度の8月31日</u>までに、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。